

第22期第26回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年10月30日(月) 14時00分から14時35分まで
- 2 開催場所 高知市布師田3992-2 高知ちばさんセンター 2階 研修室1
- 3 出席委員 木下清、問可柁善、小笠原利幸、畠中悠、前田嘉広、浦尻和伸、
蔭山純由、中澤芳江、石田実、川竹佳子(計10名)
欠席委員 澳本健也、益本俊郎
署名委員 問可柁善、蔭山純由
県出席者 水産振興部 松村部長、西山副部長
漁業管理課 浜渦課長
事務局 飯田事務局長、木村次長、山本主査、坂本主事
- 4 審議事項
 - 第1号議案 漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について(刺し網漁業、三枚網漁業、小型定置網漁業)
 - 第2号議案 制限措置の一部変更について(刺し網漁業、三枚網漁業、小型定置網漁業、なまこ漁業)
 - 第3号議案 高知県海面におけるうみがめの採捕に係る委員会指示について
- 5 報告事項
 - くろまぐろ(大型魚及び小型魚)に係る令和5管理年度の高知県内融通取扱要領に基づく融通について
- 6 議事内容

飯田事務局長	それでは、定刻となりましたので、ただ今より第26回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。 本日の会議ですが、委員定数15名の内、出席委員は10名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。それでは、会長、お願いいたします。
木下会長	皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。それでは、はじめに水産振興部長から、ごあいさつをお願いします。
松村部長	みなさん、こんにちは。水産振興部長の松村でございます。第26回高知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。 皆様方におかれましては、ご多用のところ、本日の会議にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。会場が離れたところということで、ご不便をおかけした方もおられるかと思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、議案が3件と報告事項1件でございます。

まず、第1号議案の「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について（刺し網漁業、三枚網漁業、小型定置網漁業）」でございますが、1つ目の刺し網漁業は安芸地区で新たにきす刺し網を行いたいという希望者がいらっしゃるため、許可の上限枠の引き上げを行おうとするものです。2つ目の三枚網漁業につきましては、伊尾木から芸西地区におきまして、底魚等を対象とした三枚網漁業を新たに導入しようとするものでございます。3つ目の小型定置網漁業は、奈半利地区におきまして、水揚げの向上を図るため、少人数でも操業できる小型底定置を新たに導入しようとするものでございます。

次の第2号議案の「制限措置の一部変更について（刺し網漁業、三枚網漁業、小型定置網漁業、なまこ漁業）」は、第1号議案の許可方針の変更に伴う変更と、手結地区におきまして、なまこ漁業の許可の更新にあたり許可枠の上限まで申請が見込まれますため、当該地区の告示数の上限を許可方針の上限まで変更するものでございます。

第3号議案の「高知県海面におけるうみがめの採捕に係る委員会指示について」は、現在、委員会指示により、うみがめの採捕を原則禁止にしていますが、委員会指示の有効期間が満了しますことから、引き続き指示を発動することについて、お諮りするものでございます。

最後の報告事項の「くろまぐろ（大型魚及び小型魚）に係る令和5管理年度の高知県内融通取扱要領に基づく融通について」は、漁獲可能量を有効活用するために、県内での漁業種類間の融通について昨年度定めました要領に基づき、今般、県内の漁業種類間で漁獲可能量の融通を行いましたので、その内容について報告するものでございます。

それぞれ詳細については、後程、事務局からご説明しますので、十分にご審議をよろしくお願ひします。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

木下会長

ありがとうございました。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は、澳本委員、益本委員です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、問可委員と、蔭山委員にお願いします。

それでは議題に入ります。

第1号議案、「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について（刺し網漁業、三枚網漁業、小型定置網漁業）」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

第1号議案「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について」説明いたします。資料1の1ページ目をお願いします。

まず諮問文を朗読いたします。5高漁管第765号。令和5年10月20日。高知海区漁業調整委員会 会長 木下 清 様。高知県知事 濱田省司。漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について。高知県漁業調整規則第4条第1項第9号に掲げる刺し網漁業、同条第1項第11号に掲げる三枚網漁業、同条第1項15号に掲げる小型定置網漁業について、漁業の許可又は起業の認可方針を一部変更したいので、貴会の意見を伺います。」

これ以降の説明では、漁業の許可又は起業の認可方針を「許可方針」とさせていただきます。

資料1の2ページをお願いします。こちらは今回改正を必要とする漁業と変更内容を示したものです。まず1つ目に刺し網漁業について説明します。安芸地区における、刺し網漁業のきすさし網については許可方針で定める許可の上限数が24であるのに対し、現在の許可数は23件となっております。ここに新たに7件の新規申請が予定されていることから、3ページの新旧対照表の下線部にありますように、安芸地区の「許可等をすべき船舶等の数の上限」を24から30へ変更します。操業区域は10ページの概略図のとおりです。

それでは2ページにお戻りください。

2つ目に三枚網漁業の漁業種類の追加について説明します。

これは、伊尾木・安芸・穴内・芸西地区に底魚等を目的とした三枚網漁業を新たに導入することについて、お諮りするものです。改正内容といたしましては、三枚網漁業に「底魚その他三枚網」を追加し、該当地区にそれぞれ操業区域を設定します。

安芸地区・芸西地区ではたい地曳網漁業が盛んに行われてきましたが、近年、河川からの流木により漁場が荒れ、地曳きの操業が困難であることや、人手不足によりほとんど操業ができていません。そのため、少人数で機動的に操業できる当該漁業を導入し、砂浜地帯の底魚等の資源を有効活用しようとするものです。

16～18ページをご覧ください。こちらは、高知県漁業協同組合及び安芸漁業協同組合から提出された要望書です。18ページを見ると、地元地区及び隣接区域である手結、下山の同意が得られていること、機船船曳網連合会との調整が整っていることが確認できます。

次に、11ページをご覧ください。こちらは伊尾木地区の操業区域です。最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルまでにおける区域で、第二種共同漁業権と沖合400メートルまでの漁業権消滅区域を除いた範囲を設定します。

12 ページは安芸の操業区域です。こちらの操業区域も第二種共同漁業権と沖合 400 メートルまでの漁業権消滅区域を除いています。また、釣りとの調整の結果、沖合 500 メートルまでの区域となっております。

13、14 ページは穴内、芸西の操業区域です。第二種共同漁業権の区域を除いた、沿岸 1,000 メートルまでの区域を設定します。許可方針案は 4～7 ページに記載しております。左側新（案）の下線部が新たに追加する箇所です。（1）の表中の漁業種類を底魚その他三枚網とし、操業区域 27～30 に先ほど説明した伊尾木から芸西までの区域を新たに追加します。漁業時期は周年とし、許可すべき船舶等の上限は要望書記載のとおりとします。漁業を営む者の資格は漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者として設定します。（2）操業区域、（3）許可の有効期間、（4）許可等の条件は下線部記載のとおりです。

再度 2 ページにお戻りください。最後に小型定置網漁業について説明します。これは、いわし、雑魚小型定置網の操業区域に奈半利地区を追加することについてお諮りするものです。

19 ページをご覧ください。こちらは奈半利町漁業協同組合から提出のあった要望書です。奈半利地区では大型定置網が 2 ヶ統操業していましたが、人手不足により 1 ヶ統が廃業し、現在、1 ヶ統のみとなっております。こうした中、漁業生産の向上を図るため、地元の漁業者が少人数でも操業できる小型底定置を操業しようとするものです。

20 ページは同意書になっており、関係地区からの同意が得られていることが確認できます。

21 ページ、22 ページをお願いします。こちらは、定置網の寸法図となっております。事務局で当該漁業を操業しようとする漁業者にヒアリングした際には、このタイプの小型定置網を 2 ヶ統購入済みであることを確認しています。

15 ページをお願いします。操業区域は点 A～D を結んだ区域及び点 E～F を結んだ区域を設定する予定です。

許可方針の改正案は 7 ページから 9 ページにあるとおりです。

7 ページの（1）の表中にあります、漁業種類、いわし、雑魚小型定置網の操業区域 3 に奈半利地区を新たに追加し、現行の操業区域 3～6 を操業区域 4～7 に変更します。漁業時期は周年、許可等をすべき船舶等の数の上限は 1、漁業を営む者の資格を漁業権者の同意のある者として設定します。（2）操業区域、（3）許可の有効期間、（4）許可等の条件は下線部記載のとおりです。

なお、許可方針について、課内の協議により、内容の変更を伴わない軽微な修正等があった場合は、事務局に一任させていただきたいと思いません。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくをお願いします。

木下委員	ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。
浦尻委員	きす刺し網と底魚その他三枚網はどう違うのか。
木村次長	底魚三枚網は一般的ないせえびの刺し網と同じように両端を固定して獲る方法となります。一方、きす刺し網は、片方の網を入れて回すように、かけ廻しといわれる漁法に似ているのですが、まき網を底でやるようなイメージになります。動かしながら獲る漁法になっております。
浦尻委員	きす刺し網も三枚となっているのですか。
木村次長	きす刺し網は一枚となっています。
浦尻委員	一枚は許可はいらぬのではないかと。
木村次長	固定式の一網は漁業権が設定されていれば、許可なしで操業することができます。
浦尻委員	わかりました。
木下会長	他にございませんか。他にご意見もないようでございますので、お諮りいたします。 ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。 第1号議案、「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について（刺し網漁業、三枚網漁業、小型定置網漁業）」は、原案のとおり適当とすることに、ご異議ございませんか。 （「異議なし」との発言あり）
木下会長	ご異議ないようですので、第1号議案は、原案が適当であると、答申いたします。 続きまして、第2号議案、「制限措置の一部変更について（刺し網漁業、三枚網漁業、小型定置網漁業、なまこ漁業）」を議題といたします。 事務局からの説明を求めます。
坂本主事	第2号議案「制限措置の一部変更について」説明いたします。 資料2の1ページ目をお願いします。

まず諮問文を朗読いたします。5 高漁管第 766 号。高知海区漁業調整委員会 様。高知県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 4 号に掲げるなまこ漁業、同条第 1 項第 9 号に掲げる刺し網漁業、同条第 1 項第 11 号に掲げる三枚網漁業、同条第 1 項第 15 号に掲げる小型定置網漁業について、制限措置を一部変更したいので、同規則第 11 条第 3 項の規定により諮問します。令和 5 年 10 月 20 日。高知県知事 濱田省司。

この制限措置の変更については、先ほど説明した、第 1 号議案の許可方針の改正に伴う変更となまこ漁業の許可枠の変更についてお諮りするものです。

2 ページから 6 ページ目に刺し網漁業、三枚網漁業、小型定置網漁業についての告示案、8 ページから 13 ページ目に制限措置の新旧対照表を添付しておりますが、先ほどの第 1 号議案と内容が重複するため説明は省略させていただきます。

次に、なまこ漁業の制限措置の変更について説明します。

14 ページの制限措置新旧対照表をご覧ください。

お諮りする内容は、手結地区のなまこ漁業の許可枠の変更についてです。

なまこ漁業は 11 月に許可の更新時期を迎えます。手結地区につきましては、11 件の更新申請と同時期に 1 件の新規申請を予定しておりますが、右側の表中下線部にありますとおり、現在の許可枠は「1」で告示されております。これを、右側の新案のとおり更新と新規の件数を合わせた「12」に変更します。

手結地区の操業区域は 15 ページの概略図のとおりです。

今回の制限措置の変更については、7 ページ記載の内容で告示します。

なお、告示につきましても、法務文書課との協議により、内容の変更を伴わない軽微な修正等があった場合は、事務局に一任させていただきたいと思っております。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

木下会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第 2 号議案、「制限措置の一部変更について（刺し網漁業、三枚網漁業、小型定置網漁業、なまこ漁業）」は、原案のとおり適当とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との発言あり）

木下会長

ご異議ないようですので、第2号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

木下会長

続きまして、第3号議案、「高知県海面におけるうみがめの採捕に係る委員会指示について」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

坂本主事

第3号議案 高知県海面におけるうみがめの採捕に係る委員会指示について説明いたします。

資料3をご覧ください。このことについては、当委員会指示の現行の期限が令和5年12月末日をもって満了することから、同様の内容について新たに指示期間を設定しようとするものです。

1ページをご覧ください。こちらは今回発動しようとする委員会指示案です。当該委員会指示は、うみがめの保護を目的としており、対象を「あおうみがめ」、「あかうみがめ」、「たいまい」と定義して、高知県海面におけるうみがめの採捕を制限するものです。

ただし、2の（採捕の制限）にありますように（1）試験研究の用に供しようとする者（2）委員会が特に認めたもの のいずれかに該当し、委員会の承認を受けた者については、うみがめの採捕を認めることとしております。この「委員会が特に認めた者」というのは、5ページ事務取扱要領の1（承認の対象等）にて、従来からの習慣に基づきうみがめを食対象として採捕する者であると定義しています。3以降の具体的内容は省略しますが、採捕期間の制限や雌がめの採捕禁止などを規定する内容となっています。有効期間につきましては、前回同様3年間としております。

なお、うみがめの種類や雌雄は外観の特徴から簡単に判別することができ、雄は尾が長く、雌または未成熟の雄は尾が短いという特徴があります。したがって、当委員会指示の雌がめの採捕の禁止は、確実に判断・履行されるものと考えられます。

次に3ページの新旧対照表をお願いします。左に今回の指示案、右に現行の指示を記載しています。下線部の指示番号、指示した日、公報登載日、指示の有効期間を改めることとしています。

次に、当該委員会指示の経過を説明します。平成2年頃、環境問題や野生生物の保護に対する関心が世界的に高まり、うみがめについても、何らかの規制を行うべきであるとの指導が、水産庁から関係県に対して行われました。これを受け、各県でうみがめ採捕の制限を進めることとなり、本県では、平成2年から現在まで委員会指示により制限しているところで、この委員会指示は、これまでの間に何度か大きな変更を経ており、平

成3年からは産卵期保護のため5月から7月の採捕を制限し、平成4年には「ひめうみがめ」と「おさがめ」が水産資源保護法施行規則により採捕が禁止されたため、委員会指示の対象から除外しました。また、平成16年には高知県うみがめ保護条例が施行され、海岸に上陸したうみがめの捕獲及び卵の採取等が同条例により原則禁止されたので、当委員会指示では、海面での採捕の制限に限定することとなりました。それ以降、大きな変更はありません。

次に4ページをお願いします。ここでは、採捕承認頭数及び採捕実績頭数の現状について説明します。上の表が承認した頭数の推移で、下の表が実際に採捕した頭数の推移です。例年、承認頭数は前年実績を上回らない数となっており、実績頭数もここ3年は3割程度に収まっている状態です。なお、表1に記載しているとおり、試験研究に供するための承認も行っており、現在は高知大学を承認しています。

今回の指示内容につきましては、承認頭数、採捕頭数がここ数年、余り大きな変動なく推移していることを踏まえ、特に変更をすべき事由がないものと判断し、現行の指示内容のままで指示を発動しようとするものです。

以上で事務局からの説明を終了します。ご審議の程よろしく願います。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

石田委員

4ページの実績頭数が令和3年、4年と少なくなっているのは理由は考えられるのでしょうか。黒潮が離岸しているなど情報があれば教えてください。

木村次長

情報を持ち合わせませんので、水産試験場等にも問い合わせでご回答させていただきたいと思います。

木下会長

他にございませんか。

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第3号議案、「高知県海面におけるうみがめの採捕に係る委員会指示について」は、原案のとおり委員会指示を発動するというので、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との発言あり)

木下会長

ご異議ないようですので、第3号議案は、原案のとおり委員会指示を発動します。

木下会長

議案は以上ですが、次に報告事項に移ります。

「くろまぐろ（大型魚及び小型魚）に係る令和5管理年度の高知県内融通取扱要領に基づく融通について」事務局の説明を求めます。

山本主査

それでは、報告事項、くろまぐろ（大型魚及び小型魚）に係る令和5管理年度の高知県内融通取扱要領に基づく融通についてご説明いたします。

それでは、資料4の1ページ目をお願いします。

今回は、くろまぐろ（大型魚及び小型魚）に係る令和5管理年度の高知県内融通取扱要領によって、大型魚の漁船漁業から同じく大型魚の定置漁業へ、漁獲可能性が0.379トン譲渡されたことをご報告します。これによって、令和5管理年度における漁船漁業による大型魚の漁獲可能性は2.821トン、定置漁業による大型魚の漁獲可能性は15.579トンとなりました。なお、小型魚においては、今回は条件を満たさなかったことから、融通なしとなっております。

今回の融通は、資料の3ページの取扱要領に基づいて、資料の2ページのとおり計算しております。今回が初めての取扱いですので、簡単にご説明させていただきます。資料の2ページの表中右側にある「大型魚」でご説明します。

まず、1行目には、8月末時点における7月から9月までの知事管理漁獲可能性を、2行目には、漁獲量を記載しております。定置漁業においては、6月の時点で令和5管理年度全体の漁獲可能性を超過して漁獲してしまっていることから、令和5管理年度全体の数量を記載しております。3行目には、漁獲可能性から漁獲量を差し引いた残数量を、4行目には漁獲可能性の利用率を記載しております。その結果、残数量の大きい漁法（A）は漁船漁業、他方の漁法（B）は定置漁業となりました。

資料の3ページの取扱要領にあるとおり、（A）の利用率は7割に満たず、（B）の利用率は7割を超えていることから、（A）の残数量0.758トンの半数である0.379トンを（B）へ譲渡することとなりました。

なお、定置漁業は今回の融通で漁獲可能性を譲り受けましたが、譲り受けた数量を足した知事管理漁獲可能性15.579トンを上回る16.586トンを漁獲しているため、採捕停止命令は継続しております。

なお、くろまぐろの資源管理方法に関しましては、昨年度の関係者協議の結果を踏まえ、今年度から漁業種類別、四半期ごとで管理する変更を行っておりますが、来年度以降の管理方法につきましても現在、各漁協、定置組合に意見を照会しているところです。変更の要望がありましたら、昨年度と同じく関係漁業者で協議を行い、漁業者間で合意が取れましたら、漁業管理部会で検討していただき、変更手続きを進めるとい、昨年と同

じ手続きで検討を行いたいと考えていますのでよろしくお願いします。以上で事務局からの説明を終わります。

木下会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

ないようでございますので、報告事項について終わります。

事務局から説明のありましたとおり、くろまぐろの資源管理方法の変更手続きに関しては、関係漁業者の意見を聞いた上で、意見が一定まとめられ、昨年度と同様に、漁業管理部会で検討した上で進めたいと思います。

本日の議案は以上ですので、第 26 回高知海区漁業調整委員会を閉会します。

本書は、第 22 期第 26 回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議 長 木下 清

議事録署名委員 問可 柁善

議事録署名委員 蔭山純由
